

令和3年度 那覇・南風原クリーンセンター擁壁等 除草業務委託契約書

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、那覇・南風原クリーンセンター擁壁等除草業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は本契約に定めるところにより、那覇・南風原クリーンセンターにおける擁壁除草業務、搬入道路除草業務及び還元施設専用道路除草業務を委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 前条に規定する業務内容は、仕様書①及び②のとおりとし、乙は信義を重んじて誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、甲が本業務に関する事項について指示したときは、前項の規定に関わらず、その指示に従わなければならない。

（委託の期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲が乙に支払う委託料の支払方法は次のとおりとする。

- (1) この契約の委託料は、総額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
- (2) 委託料金の支払は別表の金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号の規定に基づき免除する。

（委託料の支払い）

第6条 乙は業務を実施したときは、速やかに業務ごとに業務完了報告書と請求書を甲に提出するものとする。

2 請求については、別表中①及び②を分けて請求するものとする。

3 甲は、乙の請求があったときは、請求書を受領した後、30日以内に委託料を支払うものとする。

（除草業務に係る費用負担）

第7条 除草業務に使用する器具及び材料等は、全て乙の負担とする。

2 本業務で発生する刈草、剪定枝、伐採木等の処理については、那覇・南風原クリーンセンターに搬入し処理する。この際、乙が処理費用を負担する必要はない。

（下請けの禁止）

第8条 乙は、本業務の履行を下請けさせてはならない。ただし、事前に甲の許可を受けた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第9条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

4 乙は、乙の作業員が業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は違約金として契約金額(年額)の100分の10の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

- (1) 乙が正当な理由無く、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙が明らかに本契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙の作業員に不適当な者があったとき。
- (5) 乙又は乙との間に本契約にかかる物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市・南風原町環境施設組合公共工事等に関する暴力団排除措置要綱(平成24年12月19日事務局長決裁。以下「暴排要綱」という。)第2条第4号の暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴排要綱第2条第5号の暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 乙は、前項第3号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

(損害賠償の申立)

第11条 乙は、前条の規定による契約の解除があった場合は、甲に対し、損害賠償の申立てをすることはできない。

(信義則)

第12条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議)

第13条 この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持保管する。

令和 3 年 月 日

甲 南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 城 間 幹 子

乙 住所
商号又は名称
役職氏名